

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成十八年三月十四日)

(厚生労働省告示第百二十七号)

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

- 一 指定介護予防サービスに要する費用の額は、別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。
- 二 指定介護予防サービスに要する費用(別表中介護予防短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。))及び特別療養費並びに特定診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 三 前二号の規定により指定介護予防サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
(平二〇厚労告二六三・一部改正)

別表

(平 27 厚労告 77・全改、平 27 厚労告 106・平 28 厚労告 168・平 29 厚労告 63・平 30 厚労告 78・平 30 厚労告 180・平 31 厚労告 101・令 3 厚労告 73・令 4 厚労告 161・令 5 厚労告 125・令 6 厚労告 86・一部改正)

指定介護予防サービス介護給付費単位数表

1 介護予防訪問入浴介護費

イ 介護予防訪問入浴介護費 856 単位

注

- 1 利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス基準」という。))第 47 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。)の看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))1 人及び介護職員 1 人が、指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス基準第 46 条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)を行った場合に算定する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定介護予防訪問入浴介護事

業所の介護職員 2 人が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定する。

- 5 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。)を実施したときは、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定介護予防訪問入浴介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定介護予防訪問入浴介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により、都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)に対し、厚生労働省老健局長(以下「老健局長」という。)が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者(指定介護予防サービス基準第 47 条第 1 項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。)が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、特別地域介護予防訪問入浴介護加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣

が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第 53 条第 5 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 10 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問入浴介護費は、算定しない。

ロ 初回加算 200 単位

注 指定介護予防訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ハ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位
- (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 44 単位
- (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 36 単位
- (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 12 単位

ホ 介護職員等処遇改善加算

注

- 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施している

ものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 94 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数

2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所(注 1 の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 84 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 78 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 67 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 68 に相当する単位数

- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからニまでにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからニまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからニまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数